

## 令和6年10月から医薬品の自己負担の新たな仕組みが始まります

令和6年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただくこととなりました。

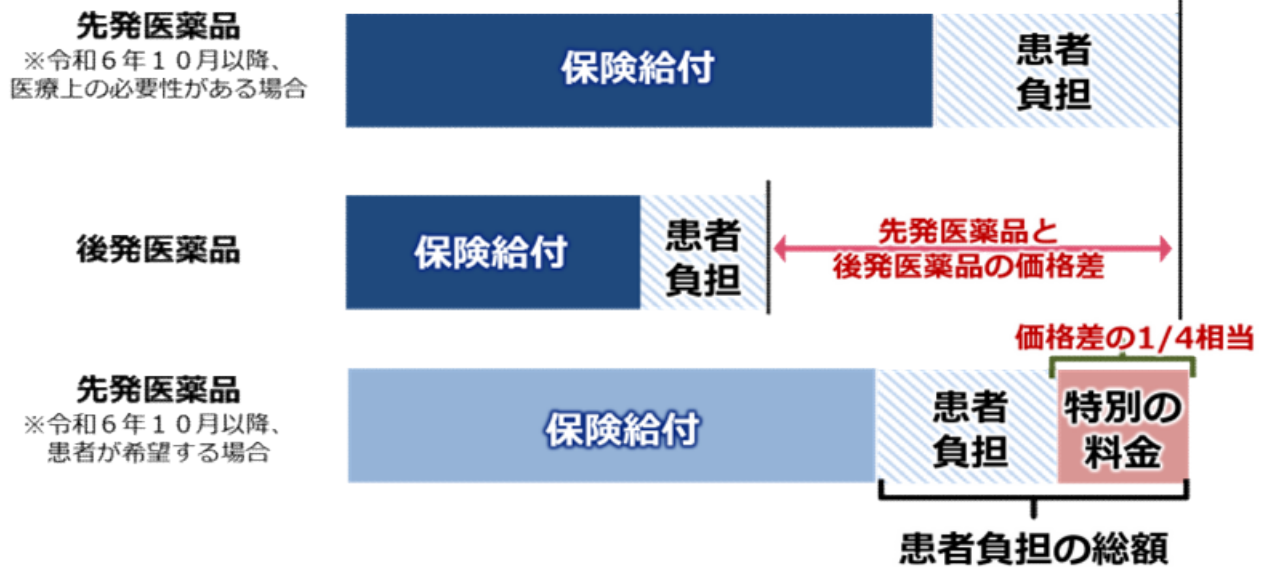
### 特別の料金とは

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1~3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。  
端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。  
後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。  
薬剤料以外の費用(診療・調剤の費用)はこれまでと変わりません。

### 特別の料金の計算について



詳細については、厚生労働省からのお知らせをご覧ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/jounan/oshirase/202410generic.files/001282666.pdf>